

平成 23 年 9 月 7 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

社団法人 日本歯科医師会
会長 大久保 満男



社団法人 日本歯科技工士会
会長 古橋 博美



全国歯科技工士教育協議会
会長 末瀬 一彦



歯科技工士国家試験の全国統一化に関する要望書

国民に安全で安心な歯科医療を提供していくためには、良質な歯科補てつ物等を安定的に提供できるよう、知識と技能において、優れた歯科技工士の存在が必要不可欠です。今後も高齢化社会の進展に伴い、義歯等の歯科補てつ物の需要はますます増加し、更に高度先進医療に対応すべく、より専門的な知識と技能の向上は必然であり、歯科医師と歯科技工士との連携はこれまでも増して、一層重要なものになっていくことが考えられます。

しかし、歯科技工士の職種は厚生労働大臣が免許権者である「国家資格」でありながら、試験に関する暫定措置として、「歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする(歯科技工士法附則第二条)」とされ、昭和 57 年に歯科技工士免許権者が都道府県知事から厚生大臣(当時)に変更された当時から現在も、引き続き、各都道府県において試験が実施されている状況であります。さらに、「国家資格」である他の医療関係職種の実態を鑑みても、全国統一試験が実施されていないのは、歯科技工士だけとなっています。

歯科技工士国家試験につきましては、実技試験を実施するため、現在も各都道府県において実施されてきているところですが、各都道府県間における問題や判定による教育レベルの均一化を図ることによって、国民に安全で安心な歯科医療を提供していく観点から、歯科技工士国家試験における実技試験を代替する手段として、実技能力の評価を全国統一化の国家試験とは別の方式で担保することを前提としたうえで、歯科技工士国家試験における全国統一化について要望いたします。